

公益財団法人日本フィランソロピック財団
第 2 回「日本ソーシャル・スタートアップ AWARD」顕彰
よくあるご質問と回答

Q1：応募資格について

1-1 NPO でなく、株式会社や合同会社でも応募できますか？

A：はい。法人格の種類は不問なので応募可能です。

1-2 該当する企業の条件は？

A：登記 10 年未満の法人格を持つ団体です。法人格の種類は問いません。社会課題解決に資する事業に取り組む法人が対象となります。

1-3 年内に法人設立準備中の任意団体ですが、応募はできますか？

A：できません。2026 年 8 月 1 日時点で法人格を取得していない場合は対象外です。

Q2：事業プランについて

2-1 任意団体だった時に計画した事業プランでも応募できますか？

A：今後もし取り組む事業であれば、任意団体時に計画した内容も応募できます。すでに終了した事業は応募できません。

2-2 事業プランは完全に非営利である必要がありますか？収益が出てはいけませんか？

A：収益が出て構いません。本賞では「非営利」を、経済的なリターンではなく社会課題の解決というリターンや社会的インパクトにコミットするという意義で使用しています。

2-3 スタートアップということは、非営利事業で収益を生む取り組みは対象外ですか？

A：いいえ。収益を生む取り組みも、生まない取り組みも対象となります。

2-4 社会課題解決のために複数の事業を行っています。複数の応募はできますか？

A：応募は 1 団体につき、1 件のみです。複数事業を行っている場合は、応募する事業をひとつ選ぶか、複数の事業をひとまとめにしてひとつの事業プランとして応募することも可能です。ひとつの事業の範囲は団体にてご判断ください。

Q3：応募方法について

3-1 応募用紙のページ数に上限はありますか？

A：厳密な上限は設定していませんが、多くても 10～20 ページ程度を想定しています。

3-2 応募用紙に記入する「団体の沿革」に任意団体での活動も含めてよいですか？

A：はい。任意団体時の活動も含めてください。

3-3 法人を設立したばかりで、過去に任意団体での活動実績もありません。「団体の沿革」には何を書けばよいですか？

A：法人設立に至った経緯を書いてください。

3-4 法人 1 年目で前年の決算書類がありません。どうしたらよいですか？

A：法人設立前に任意団体などで活動していた場合は、任意団体時の決算書類に準じる書類を提出ください。ない場合には、未提出で構いません。

Q4：選考について

4-1 選考基準で重視される項目はなんですか？

A：募集要項に記載している 4 つの観点で総合的に判断いたします。

- 取り組む事業による社会的な価値（広さ、深さ）
- 取り組むチームの強みや熱意、過去の実績からくる、計画の実現可能性
- 計画内容の合理性や課題・実行プランの解像度の高さ
- 本表彰をきっかけに事業を成長させていけそうなフェーズにあるか

4-2 賞金 400 万円と事業規模の大小は評価に影響しますか？

A：賞金額と事業規模のバランスが評価に影響しないとは言えませんが、社会課題へのアプローチの妥当性、事業プランの実効性、団体の成長段階など、複数の観点から総合的に判断します。

4-3 審査結果の発表方法はどのように行いますか？

A：審査結果は、電子申請システム「Graain」から通知します。通知後に、受賞団体名を財団ホームページとプレスリリース配信サービスの PR Times にて公表いたします。

Q5：受賞後について

5-1 賞金 400 万円について、資金使途の指定や会計報告が求められますか？

A：資金使途の指定や会計報告義務はありません。半年後に事業プランの遂行状況を財団所定の報告書様式にて報告いただきます。

5-2 応募した事業プラン通りに事業を行わないと申請は取消になりますか？

A：いいえ。この基金は「顕彰事業」であり助成事業ではないため、取消にはなりません。

ただし、発表後でも、応募情報に明らかな虚偽の記載があるなど不正が判明した場合は、授賞を取り消す場合があります。

以上